

東天竜

三浦孝美
仁科英明

目 次

はじめに	仁科英明	5
一 上井筋掘り継ぎ以前の三か村	三浦孝美	6
(一) 元禄期以前の水田水利		6
(二) 元禄検地帳から見た三か村		8
二 上井筋の掘り継ぎ通水	仁科英明	11
(一) 上井筋		11
(二) 赤羽村・樋口村へ井筋掘り継ぎ		12
* 井筋掘り継ぎ願いと大田堤		12
* 井筋掘り継ぎ願書		14
* 伊東伝兵衛による掛合い		16
* 町示談仰せ付け		18
* 掘り継ぎ普請		22
三 井筋残水を北小河内村へ		23
四 井筋切り広めと開発		25
五 その後の井筋維持管理		27
(一) 井筋規約		27
(二) 西天竜との交渉		29
おわりに		36



東天竜と主要井筋水路図

はじめに

上伊那郡辰野町上平出地区の北の諏訪境から天竜川の水を取水する上井筋は、現在の辰野町平出・赤羽・樋口地区から箕輪町北小河内地区へと貫流する重要な幹線水路であって、安政六年（一八五九）に完成したという西井筋（伝兵衛堰）と区別して東井筋と呼び、更に昭和の初めに西天竜ができてからは、東天竜と呼ばれてきている総延長九一四〇メートルに及ぶ井筋である。

水田耕作に適した水に恵まれることは、村の豊かさの保障でもあり、古来より水利をめぐる様々な歴史がつづられてきたが、この東天竜にあつては、その維持管理の問題が平成の世にまで続いた。

旧平出村・赤羽村・樋口村の三か村は、いずれも天竜川沿いに立地し、天竜川の水（天竜水）の利用も早くから行われていたが、それによって潤う水田は、井筋開削が容易であった天竜川沿岸の沖積地に限られていた。段丘上や山つきに耕地を持った農民は、豊かに流れる天竜川を目前にしながら、沢水や出水（湧水）を利用した水田耕作か、畑

作に甘んじなければならなかったのである。

三か村の中でも平出村は水に恵まれ、井出の清水・藤の森などの湧水の利用も往古から行われていたと思われるが、それでも天竜水に対する願望は強く、早くから井筋の開削に意を注ぎ、元禄四年（一六九二）以前にすでに上野川樋場まで開削され、五〇年後の元文五年（一七四〇）には赤羽村境まで掘り継がれていた。

江戸時代後期に高遠藩では、少しでも多くの年貢の取り立てをするために、いまだ公おおやけとなっていない隠れた田畑を見つけるための報告をさせていた。文化七年（一八一〇）の「平出村新開田畑改帳」（平出 中村勝一氏所蔵）によると、田に改められた土地はわずかに九反一一步で、畑は四町六反一畝一二歩で、そのほとんどは山畑の開発であった。また文化九年（一八一二）の赤羽村改帳の報告は、田が一反一畝七歩に対し、下々畑・山畑合計二町四反五畝二四歩で、畑の開発がはるかに多く、これから後は井筋を作らなければ水の利用ができないことなどが田の開発面積の少ない理由と考えられ、これは樋口村も同様であった。

そこで、今日東天竜のほぼ三〇〇年という長い歴史の経過の中で、この竜東地域の先人たちが、天竜水による米作りに限らない魅力を抱いて東天竜水路を拓き続け、並々な

らぬ苦難を経ながら井筋を掘り継ぎ、田を開き、稲作に生命をかけて、ついにこの地域を一大穀倉地帯に仕上げたその労苦に少しなりとも迫りたい。

本稿では、全線通水以前の平出・赤羽・樋口村の水利の状況をふまえ、上井筋（現東天竜）掘り継ぎ通水の経過、またその後の井筋維持管理として、関係者による流量確保のための井筋整備や、西天竜開削に伴う水利権などの問題をみていくこととする。



「井出の清水」の湧水

一 上井筋掘り継ぎ以前の三か村

(一) 元禄期以前の水田水利

三か村の元禄期以前の天竜水井筋を見ると、平出村に上井（後にこれが掘り継がれて東天竜水路となる）と下井、赤羽村・樋口村には両村にまたがる現在の原田井があった。平出村の二つの井筋については未だ史料が乏しく、その開削時期は不明であるが、原田井については慶長一四年（一六〇九）の樋口村年貢勘定目録と推定される史料（樋口万五郎 松田文種氏所蔵文書）に「天流せき」の名がみえ、この井筋の開削は戦国以前にまでさかのぼれそうである。天竜水以外の大きな井筋としては、河子沢と沢底川の水を塞ぎ上げ、赤羽村から樋口村下田まで通水する通称山崎井があったが、上井筋掘り継ぎの際にはこの井筋がそのまま掘り広められて、天竜水の流れる東天竜西井筋となったのである。

元禄三年（一六九〇）に実施された検地の際、村々の大きな井筋は除け地として免租地に扱われた。元禄検地帳の除け地の記載から、三か村の除け地として認められていた



元禄期以前の天竜水井筋

表1 元禄検地帳にみる除地井筋

村名	井筋数	除地井筋面積	備考
平出村	2筋	3反1畝2歩	うち1畝2歩井筋添地
赤羽村	2筋	3反9畝5歩	
樋口村	2筋	7反7畝24歩	

井筋面積を見ると、表1のようであり、樋口村が他の二か村の二倍以上になっている。これは樋口村の灌漑耕地が広大であったためばかりではなく、水利の悪さが長い井筋を必要とさせたものとも考えられる。

また赤羽村については、元禄検地の際の野帳の写しによると、次のように二つの井筋について記されている。

一 竪二百三十間

横二間半 井筋

ただし、平出境とい場より樋口村の内万五郎どじり迄赤羽分、一町九畝余りの古検用水懸り

一 竪四百間

横一間半 井筋

沢底村・赤羽村境鳥居端より下も、樋口村境大久保尻まで、用水懸り

前者は天竜水の現原田井を示し、赤羽村内を土手幅二間半（約四・五メートル）、樋口村境のどじりまで二三〇間の水路を流れ、一町九畝余りの古田を潤し、樋口村へと通水していた。

後者は沢底境から樋口村までの通称山崎井についての記述で、一間半（約二・七メートル）幅で赤羽村内だけで四〇〇間の延長をもって樋口村へと通水していたのである。

(二) 元禄検地帳から見た三か村

元禄三年（一六九〇）に行われた高遠領内の総検地を一般に元禄検地といっているが、以後明治初年までの各村の基本土地台帳であった。これによると、当時の村の耕地状況をつぶさに知ることができる。

表2は、三か村の田畑面積をその品等別に一覧したもので、耕地の良し悪しによる上々田・上々畑から下々田・下々畑、さらに砂田・河原田・原畑・山畑など、田畑の状況に応じた名称を付して格付けされていた。

当時の稲作は、水田の土質もさることながら、用水の質によっても収量が大きく左右された。赤羽村には、元禄検地より三五年前の明暦二年（一六五六）に実施された検地で作成された明暦検地帳の写し（赤羽 瀬戸紀元氏所蔵文

表2 元禄検地帳の品等別田畑面積

(畝未満は切り捨て)

田・畑品等		平出村			赤羽村			樋口村		
		町	反	畝	町	反	畝	町	反	畝
田	上々田	1.	6		7			3.	9	
	上上田	3.	7.	7	9.	3		11.	7.	6
	中下田	7.	7.	8	2.	9.	4	17.	0.	5
	下下田	12.	4.	9	4.	5.	4	8.	0.	9
	悪地々々田	20.	7.	5	4.	2.	7	4.	5.	4
	河原田	3.	5.	9	—	—		4.	4.	4
	砂田	3.	3.	0	1.	6		2.	4	4
田合計		51.	8.	7	13.	0.	1	42.	5.	8
畑・屋敷	上々畑		4.	0	1.	4		3.	6	
	上上畑		4.	0	7.	5		5.	8.	8
	中下畑	1.	5.	9	1.	9.	8	9.	6.	2
	下下畑	4.	0.	3	2.	5.	8	7.	2.	5
	砂々畑	7.	2.	5	2.	9.	1	7.	6.	3
	原山畑			2	2.	7		8.	1	1
	敷屋畑	5.	8.	5	10.	9.	7	14.	7.	1
畑・屋敷合計		39.	2.	8		3			8	
田畑総計		61.	8.	2	20.	2.	0	49.	0.	3
田畑総計		113.	6.	9	33.	2.	1	91.	6.	1

書)が残されているが、その記載の中に「荻瀬天流水の分」として二〇筆が他の水田と区別して記されている。天竜水分として別記したのは、天竜川の水によって養われる水田と他の水田とは収穫量の差が歴然としていたからである

う。この「天流水の分」二〇筆の所在地名をみると、すべて荒神山西側の沖積地である荻ノ瀬地籍にあり、天竜川を塞ぎ上げた原田井を用水とした水田である。当時天竜水は第一級の水田用水だったのである。

元禄検地帳には、天竜水といった特別な記載はないが、三か村の所在地名を上げてみると、各村とも上田以上の水田は三本の天竜水井筋(上井・下井・原田井)の沿線に集中しており、これによっても良田には天竜川の水が大きなかわりを持っていたことがわかる。

次に三か村の耕地面積を比較すると、表3の通り、平出村が一番広く一一三町歩余、ついで樋口村の九一町歩余、赤羽村は三三町歩余であった。平出・樋口の両村は、全耕地に水田の占める割合が四五パーセントほどであって、この地方としては比較的水田にめぐまれた村であった。耕地は平出村の方が田・畑とも一〇町歩ほど広いが、元禄検地によって決定された村高においては樋口村の方が格段に高くなっている。これは樋口村には高い品等に格付けされた田畑が多かったためであるが、このことが以後の樋口村を疲弊させる要因となった。

表3 元禄検地帳にみえる上々田・上田の地名

平出村			赤羽村		樋口村	
上々田	上田		上々田	上田	上々田	上田
つるまき田 オノかミ	才中 桜田 なミ 田つ 才町 地や たは んへ 宮	大河出と町とた裏田ミ裏た辺ふ前 かいかそ町まか蔵堂なんノ	藤七作り 中ノ町わり	久衞門反 左さいか 四桜 大おさ町は 窪通り 中ノ町わり 中柿ノ木花 竹	原田	上河原 原田ら馬前 うら馬前 北清村 山

樋口村の内でも山寄りの東割には、高遠藩から御救米の支給を受けた文書が数多く残されており、その原因は様々考えられるが、一つには樋口村の村高と実質収穫高の差が

表4 三か村の村高と取米の比較（元文三年）

（1石未満切り捨て）

村名	村高	取米 (年貢米)	村高に対する取米の率
平出村	784石	433石	55.3%
赤羽村	271石	125石	46.2%
樋口村	926石	411石	44.4%
上伊那郷総計	5,804石	2,533石	43.6%

上げられる。実際に高遠藩に納められた年貢米（取り米）の石数を比べてみると、村高の高い樋口村のほうが平出村より少なく、村高に対する年貢米の割合をみても、平出村より一〇パーセント以上も低い率になっている。これは元禄検地による樋口村耕地の生産高見積りが、実質の収量よりかなり高めであったためではないかと考えられるのである。

こうした両村の差は水利条件の差、または天竜水のかかる水田面積の差であったともいえそうであり、特に樋口村東割では広大な耕地を持ちながら、水利の悪さで水田にできない地域を多くかかえていたためと考えられる。

以上のような当時の村の状況をふまえて、次の上井筋掘り継ぎ通水の経過をみると、この井筋にかけた村人、特に樋口村の人々の悲願がよくわかるのである。

二 上井筋の掘り継ぎ通水

(一) 上井筋

上平出の北、諏訪領との境から天竜川の水を取水する上井筋は、平出村までしか通水しなかった時代が長く続いたのであるが、この初期の井筋が何時だれによって開削されたものか、未だ詳らかでない。

しかし、幕末期の安政四年（一八五七）その前年樋口村まで掘り継がれた井筋の余水を、幕府預り領である長岡村（現箕輪町長岡）が同領の北小河内村へ貰い受けたいとの願い出でにあたって、平出村が藩へ出した嘆願書の写し（樋口山際 仁科英明所蔵文書）によると、その前文には「村方井筋御拝地以前、荒築（新築）より高德寺下樋場までに御座候」とある。

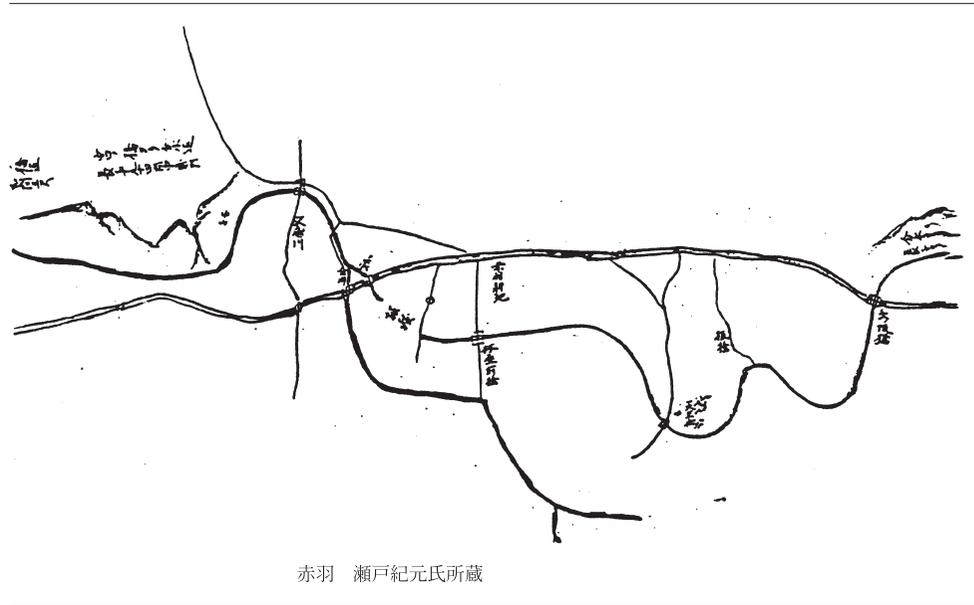
この御拝地というのは、元禄四年（一六九一）二月、内藤清長（清枚）が三万三千石の領主として高遠へ移封となつた時で、上井筋はその年以前すでに天竜水を引き入れ高德寺下の上野川を横切る樋場まで通水していたというのである。その後「御願い申し上げ、赤羽村境まで掘り継ぎ仕り」と述べているが、元禄期以降の何時掘り継がれたのか、そ

の年次はわからない。しかし、赤羽村境まで掘り継ぎ「御田地多分出来仕り候」と、この井筋の掘り継ぎによって開発が多分に進んだことを述べている。

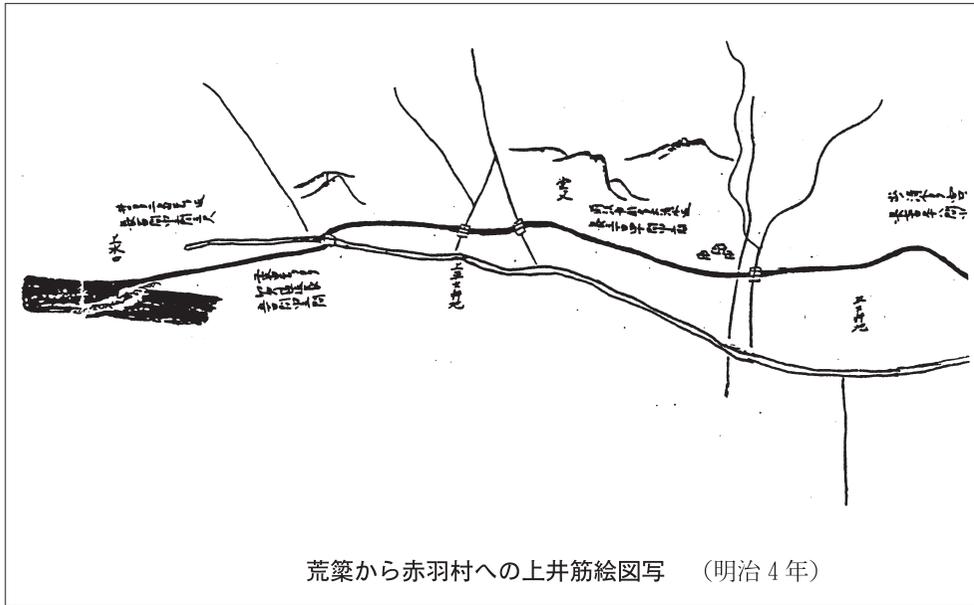
しかし、井筋を掘り継いだら、下沖といっている場所が差し（指）水（水の染み込み）多く、足入り（沼地）の地所になってしまったので、嘆願したところ「元文五年お取り用になり、下免に成し下された」といっている。したがって、元禄四年から五〇年後の元文五年（一七四〇）の間に、赤羽村境中山まで掘り継がれたわけである。

この上井筋が、さらに赤羽村境から樋口村まで掘り継ぐことになったのは、その後約一二〇年ほどを経た幕末期の安政三年（一八五六）である。

このように上井筋掘り継ぎについては、三つの時代区分に分けられようが、そこには当然村と村との対立も起きたであろうし、利害関係も出てくる。しかしそうした事がどういうところから起きているか、またその関係はどうであったかについてはとても及ぶことができない。したがって、ここでは事件的経過を追って上井筋の全線通水までを述べることとする。



赤羽 瀬戸紀元氏所蔵



荒築から赤羽村への上井筋絵図写 (明治4年)

(二) 赤羽村・樋口村へ井筋掘り継ぎ

〔井筋掘り継ぎ願いと大田堤〕

上井筋を樋口村まで掘り継ぐことを申し立てたのは、嘉永二年(一八四九)樋口村が中山道和田宿(小泉郡和田村)から助郷に指村^{さしむら}され、人馬負担をしなければならなくなった時に、翌年高遠藩へ助郷難渋願書を提出したが、その中には掘り継ぎについて次のようにいっている。

(前略) 文政八酉年にも村柄難渋数度御願い申し候に付き、両御奉行様御代官様当村へお越し下され、所々御見分なしくだしおかれ候節、平出村上井筋掛け継ぎ新井筋あい立て候様御沙汰こうむり候えども、村方困窮ゆえ雑用金方々差し支え、お日延べ願い仕り候ところ、同年の冬、御救米として玄米百式拾石を御下げなり下され候程の村柄にごさ候

なおまた今般村方一統談事申しの上、去る酉年御沙汰こうむり候通り、右村上井筋掛け継ぎ新井筋御願い立て仕り、村方流末にても用水行き届き候はば、おいおい御願い仕り候田畑成り立ち帰りにも相成り、その上畑田成りなど御願い仕る場所数多これ有り、かつは折々早損の節、助け水に相成りゆくゆく村方行立にも相成るべきかに存じ奉り候(下略)

(樋口山際 仁科英明所蔵文書)

助郷免除の嘆願をすると、道中奉行などが村柄の見分に来るが、この願書より二四年前の文政八年(一八二五)見分の時、すでに「上井筋掛継新井筋相立」の沙汰が出ている。村では一同相談した結果、御沙汰通り掛け継ぎにしたのでぜひご見分願いたいと申し出ているが、藩役所では取り上げにはしなかったようである。

嘉永三年(一八五〇)になると、藩役人から樋口村東割へ堤をつくったかどうかと勧めてきた。村では早速相談し、異論も出たが説得して、同年八月「堤築立願書」を提出した。その一節によると、

「当村は山沢出水がけ早損場所であるゆえ、折々用水が行き届かないので、田畑成(たはたなり)：用水の便が悪く稲作が不可能となった田を畑にすること)をお願いしてきた。今度樋の沢川出水掛け耕地持ち一同で相談の上目論見したのは、新堤壱か所を仕立てたい。これは下免田六町八反九畝式拾歩の内、田畑成立ちかえり(畑に転換した田を元通りの畑に戻すこと)の分五反九畝歩余、ほかに畑田成(はただなり)：畑を田に転換すること。この場合、上畑は

上田に中畑は中田にとなるのが一般的であった)をお願いする分、七反七畝歩余への用水である。堤を仕立てる場所は、大田山と申す沢口の堂屋敷で、堤土手根張り拾五間余・高さ五間余・馬踏み三間・土手幅拾五間余・奥行五拾間余の築き立てをお願いしたい。これは村方ばかりでなく隣村までも故障を申す者はないので、なにとぞ御聞き済み願いたい」この願いが通って、翌四年約一か月延三六五二人の手足を要して谷あいを塞ぎ止め、土を背負って踏み固めたという大田堤ができ上がったのである。この堤の水を通水することによって、樋の沢川南の飛岡耕地は、ひでりのための災害がなくなったのであった。

〔井筋掘り継ぎ願書〕

高遠藩は他の藩と同様に、幕末期になると商品経済の発達に伴って藩財政が窮乏し、その立て直しが大変であった。そこで意を用いたのが新田開発で、それに伴う水利事業は文化年代後期から春富井・六道原井(いずれも現伊那市)などが開削され、また嘉永二年(一八四九)には天竜川から取水した天竜西井筋(伝兵衛堰)の新井筋開削計画も出された。

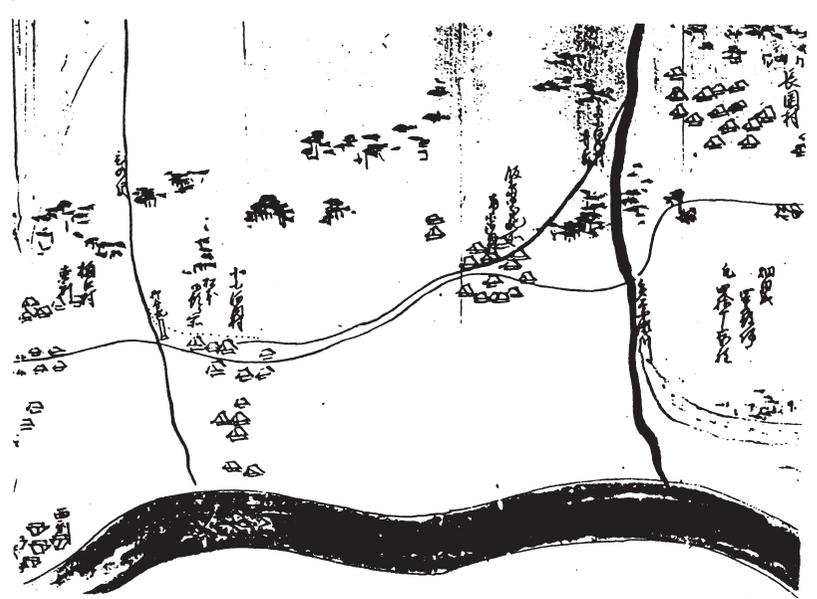
こうした中で、井筋掘り継ぎによる畑田なり開発に積極

的であった藩役人は、かねてから願ひ出していた樋口村東割へ嘉永五年(一八五二)改めて井筋掘り継ぎ願書を出せと沙汰があった。そこで東割では村中一同で相談し、

「この度平出村上井筋を弘め、相合い(あいあい)にて村方まで水引き取り、古田足し水、新開畑田成りなど開発仕りたきに付き、なにとぞ格別の御慈悲をもって御見分の上、木道具・寄せ人足などまで頂戴仕り、御普請仰せ付けられ候様ひとえに願ひ上げ奉り候」と願書を提出すると、すぐに願ひ済みとなった。

続いて、赤羽村や文化一三年(一八一六)より分村していた樋口村西割とも相談がまとまり、三か村で見分願ひを出した。これには

「此度三ヶ村之儀、新開畑田成開発場所御座候に付平出村上井筋弘め相合いにて引き取り開発致し度(後略)」と、新開畑田なり開発につき井筋普請を願っているが、東割では山沢出水掛けで年々早損し難渋しているから、新開畑田なりのみに限らず、古田足し水にもしたい旨の願ひを再度出した。これは井筋の用水を多量に必要とすることから、各村ともに異論も出たが、藩ではこれも取り用とされた。しかし掘り継いだ井筋の水を古田に使うことは、後日必ず起こりがちな紛争を予測して、東割では議定書を作り村中



竜東村々絵図(安政年間)

(伝兵衛資料より)



で申し合わせた。それは井筋普請ができたならば、「入用銀の割合が何ほどかかろうとも、新規の畑田なりの分は堤水で掛けている畑田なり同様出銀すること。残銀は古田総反畝歩に割合、御用の人足米はすべて高割り（石高割り付け）にて差し出すこと」とし、あとあと問題にならぬよう未然に防いでおこうとした当時の村役人の配慮であった。

〔伊東伝兵衛による掛合ご〕

赤羽村・樋口村両割の三か村による平出村よりの上井筋切り広め掘り継ぎの願いは許されたが、藩はこれについて平出村との掛合いは村同士とするよう申し渡した。

そこで、天竜川揚げ井による原田井筋以外は、ほとんどを河子沢の取水や樋の沢などの山沢水に頼り、いまだ開発が進んでいない樋口村では、何としてもこの上井筋を掘り継ぎ開発をしたい。平出村との交渉は再三にわたって行われたが、示談はなかなかまとまらず、嘉永七年（一八五四）六月、赤羽村と共に次のような願いを藩へ提出した。

去る嘉永五年 樋口村赤羽村書面を以って願ひ上げ奉り候平出村上井筋切り広め掘り継ぎ引き取り 畑田成り等拵え度く願ひ上げ奉り 其上平出村へ再応示談仕り

たく候処 井筋附き御田地持ち主どもは地所潰れ候段難
涉 猶又所々冷水出で候哉としきりに断り申し示談整
兼候（中略）なにとぞ御慈悲を以って平出村へ御利解
（調停）なし下し置かれ御聞き済み願ひ上げ奉り候
（仁科英明所蔵文書）

井筋普請ができれば取り続きもできるので、是非平出村を説得していただきたいと願ったのである。七月に入ってから、東割の柳左衛門と辰野村の五郎兵衛が平出村中山より井筋見分と水盛りを始めたり、東割では流末までも水が行き届くよう取り扱った議定書を作り、一同連印の申し合わせもしたが、示談は一向に進展しなかった。

樋口村では八月に入って入野谷郷杉島村（現長谷村杉島）の伊東伝兵衛に示談元締めを願って示談の行き届きをほかった。伝兵衛は一〇月までの二か月にわたって平出村と樋口村を行き来して掛合ひ、一〇月末には「井筋一条荒増し示談行き届き候」となった。元締めとして伝兵衛が平出村へ提示した下書き（「井筋借請け通水規定の事」：仁科英明所蔵文書）には一〇か条が示され、その前文には、「平出村は井筋に多分の金をかけている故、ここで金子をもってご無心申し上げるが、樋口村は困窮村で金子調達の自力が

ないから、年々米二〇石ずつ永続米として差し上げるので、再応願したい」とし、以下箇条の主なものを要約すると次のようである。

* 新開畑田なり開発八町歩から一二町歩までは、取り定めを通り二〇石。万一余分にできれば、その割合をもって余分に差し出す。

掘り継ぎ井筋の水の掛かる古田も畝歩を見積もって、同石数割合にし差し出す。

* 井筋はこれまでの形で通水するが、井幅を広めるときは役人が立ち会い、持ち主と掛合って地所を見積り、相当の値段で買い受けるか、年貢に取り決めて年々差し出す。

* 早損の年は、村方御田地へ水が行き渡ったあとの余水を通して下されたい。極めて早損にて余水のない時は水を引いてくれなくてもよい。村方にてもなるだけ捨て水のないよう通水して頂きたい。

* 井筋に多分橋があるが、万一井筋を広めたい時は、村方に差し支えないよう普請し、苦勞をかけない。掛け樋や捨て樋なども同じである。

* 井筋への水揚げや諸普請の入用は割合をもってし、人

足などは指図にしたがって出し、代銀入用は割合をもって出銀する。

* 後年に御田地で難渋の場所ができた時は、迷惑にならぬよう手入れし、御上様へも願ひする。

* 追年通水して井筋土手切りをし、御田地を損することがあるか、また屋敷内へ水が入った時はその形で取り繕い、持ち主にご苦勞をかけない。天竜界から高德寺下樋場までは井筋の危い場所であるが、元の形にて取り繕う。

またこのほか、井出の清水や山沢水を井筋へ用水として用いることの扱いや、通水後の余水の扱いなどが示されている。

しかし、元締めを頼んだ樋口村ではこのような条件の詳細まで承知しておらず、安政二年（一八五五）二月には伝兵衛再度の掛合いで、切り広め掘り継ぎ通水は故障ないと平出村から承諾を得たのである。

伝兵衛は三月大井口より水盛りを始め、四月には示談書の調印と普請願いの運びにまで至ったのであった。樋口村は、掘り継ぎの条件として平出村へ趣意米を出すことになったが、平出村の要求があまりにも大きい事を知り、開発し

ても村は行き立たなく難波であると、更に掛合いを重ねたがまとまらず、また平出村にも疑念を持つ者も出て、ついに伝兵衛から「引き請け方破談断り」となった。

六月に入ると、樋口村では今までの掛合いの経過を記した長文の「口上書」を支配代官山下虎五郎に上げ、「町方にて示談相整い候様、仰せ付けられなし下し置かれ候」と、町示談を願ったのである。その一節によると、

普請方趣意米の儀にいたり、種々迷惑の儀とも申しかけられ、右の躰にては通水相なり候とも、かえって村方行き立ちにも相成り兼ね、当惑至極に存じ候間、なおまた度々難波のかどをもって実意示談を尽くし勘弁致しけれ候えども、右書面の外勘弁も相成り難き趣、然る上は恐れながらこの上右村御召し出し御利解成し下さり、難波の村方ゆくゆく行き立ちに相成り候様（以下略）

（仁科英明所蔵文書）

平出村ではこの井筋管理には大変な経費をかけており、誠に迷惑なことであるが、なんとしても樋口村では天竜水が欲しい、開発をしたいという切なる嘆願であった。

〔町示談仰せ付け〕

安政二年八月、藩は樋口村の嘆願を入れ、平出村・樋口村両割名主当てに同月二八日に高遠町に出頭するように命じてきた。そこで両村役人達は高遠町へ出頭し、藩役人が間に入って、平出村と樋口村との二か月にわたる掛合いが続いたのであった。その間の経過の概要を「名主岡右衛門控」（仁科英明所蔵文書）によってみると、

八月二八日 藩役人より 難波の見越しは伝兵衛示談下書きの莫大なる永統米二〇石ずつ請け取りにあるか。水は公儀のもの、御田地は地頭のもの、その村の自由にはならない。以後この下書きを用いてはならない。また一畝歩に付き二升ずつ請け取る例がその村の例であっても、用いてはならない。

八月三十一日 これまでの伝兵衛のとってきた形は用いてはならない。これからは新たな法に替え再示談すること。御上様御威光ばかりは回らない。また井筋切り広めもするよう示談することの沙汰。

九月一日 樋口村御支配に内意伺い。金子三〇両はよんどころなく、極意は五〇両にても示談したい心得と伺うと、三〇両位でよい。米ならば畑田成り出来次第、

一畝歩に付き米一升ずつ、一〇年位でよい。

九月四日 御上様より平出村へ、趣意米のことはおいて、小前(平百姓)一同へ申しさとし承知させるよう仰せ付け。

九月五日 平出村は樋口村へ、趣意金割り出すようしきりに迫る。樋口村示談趣意金は、井幅切り広め趣意に付き、五〇両を一〇か年賦に致したいと提案。

九月一〇日 平出村は井幅切り広め趣意は別示談にしたい。

九月一七日 平出村は樋口村より五〇両請け取り、後年難渋の場所が出てきた時は、その手当にしたいと一心心得ているという。藩役人より、もし難渋がない時は樋口村へ差し戻すかと問われる。

九月一九日 平出村は樋口村が困窮村になれば、五〇両はもとより趣意金は請け取らず、難渋の場所が出た時は御願い立てをして救って下さるよう申し上げる。

九月二〇日 樋口村は平出村より「伝兵衛示談下書」を見せてもらう。また、二五日までに五〇両引き取り返事をするという。

樋口村役人、銚持三社大権現へ参拝「神力相添え給え」と祈る。

九月二五日 平出村は藩へ六か条の嘆願書を出す。

九月二七日 藩では伝兵衛も糺すつもりと伺う。伝兵衛が事を運んだのは、村役人が任せておいたことにも責任があり、共々不心得の至りと、きついお達示。樋口村はすべてを任じた村役人の不行き届きにもあると、どうかそのような事にならないよう願う。

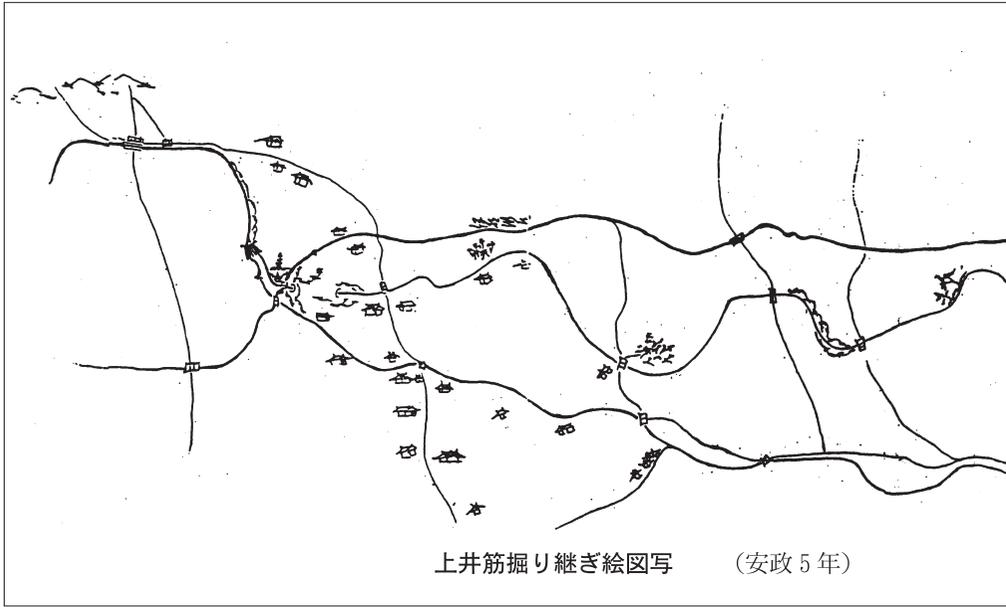
九月二八日 藩役人は平出村へ「もはや三〇日余にもなる。不心得の至り。伝兵衛も呼び出し糺すつもり」と厳しく迫るが、日延べとなる。

一〇月三日 藩は平出村へ、樋口村が差し出す実意の趣意金五〇両は請け取り、難渋の場所が出た時は樋口村で助力するので示談するよう沙汰。平出村は日延べを願う。

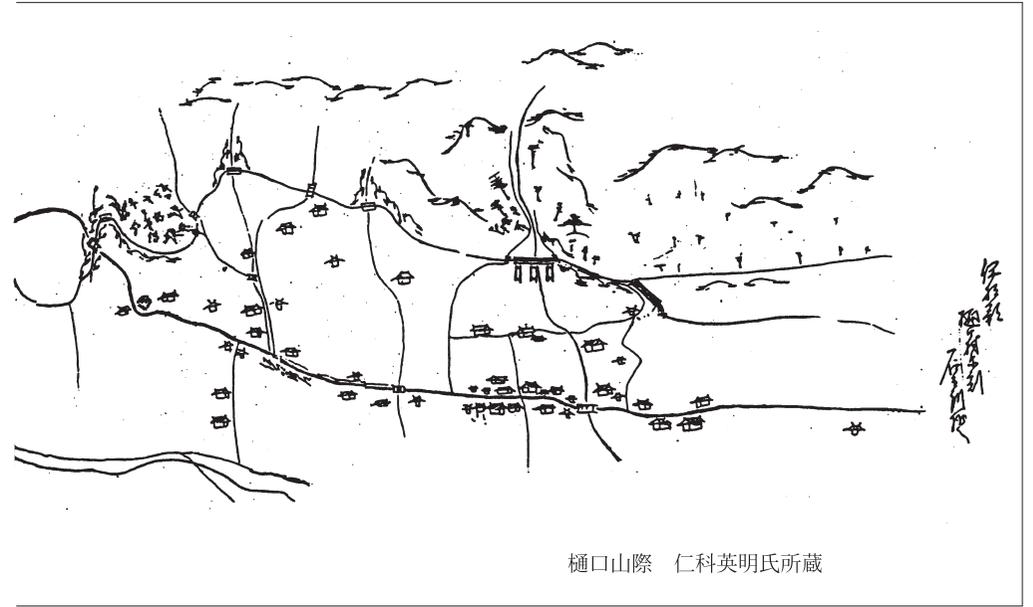
一〇月一三日 藩では樋口村へ「平出村との示談はしなくてよい。御上様御利解の上、後年難渋が出た時は御救い筋を願えばよい」と内意。

一〇月一四日 平出村は、五〇両では示談を認め難い。五〇両と余分に三〇両くらい再割り出しして欲しいという。

一〇月一六日 平出村「帰村し相談してきた」と日延べを願ったが聞き入れられず、藩も「これ以上取り



上井筋掘り継ぎ絵図写 (安政5年)



樋口山際 仁科英明氏所蔵

仁科英明氏所蔵

合い致さず」と沙汰。
一〇月一七日 「示談両村とも出来難いので、御上様御評議の上、いずれ御沙汰あるべく」と知らされる。

こうして一〇月二八日七時半時、係り代官・立ち合い・手代・郡代・支配代官など居並ぶ中で、次のような仰せ渡しとなったのである。

一 平出村の儀は、御上様御利解にて（難渋の場所が出た時は藩で心配する）承服奉り、後年いちいち樋口村と示談致さず、平出村より井筋掘り継ぎ致され、見分普請など恙なく致し申すべく候。

一 樋口村の儀は、実意にて普請致すべく候。井筋掛けの儀は、両村取り極め申すべく候。また平出村へ実意をもって初割り出しの年賦五拾兩差し出す心得にて普請致すべく候。

こうして六〇余日にわたった両村の町示談は御白州下げとなり、井筋掘り継ぎ示談が整ったのであった。

赤羽村・樋口村両割の三か村による掘り継ぎ願いを出してから四年の歳月を経たが、安政二年（一八五五）十一月

三日には見分願いと普請仰せ付け願いを出し、聞き済みとなって、藩の留め役人により平出村大井口より見分が行われ、一二月には平出村と「井筋掘り継ぎ通水議定書」が交わされた。

井筋掘り継ぎ通水議定書

（前文略）

一 樋口村へ多分通水の義につき、向後難渋の義出来仕り候はば、往々御上様へ願い立て助力仕り、差し加え平出村難渋に相成らざる様致すべく候

一 井筋掘り継ぎ後拾ヶ年の間、壹ヶ年に金五兩宛樋口村にて出銀、井桁惣敷漏水の場所取り繕い、向後難渋これなき様致すべく候

一 新規切り広め、桁置き揚げ並びに築き立て井底等を直し、通水差し支えこれなき様致し候

一 井筋掛け井口堰き込み水揚げ井浚い人足等出銀共に平出村・樋口村両村役人立合の上、式ツ割りにて相勤べく候

一 井筋の内、小堰区々分水の義は、両村役人立合の上取り極め申すべく候。但し春八十八夜より秋日（彼岸）までは、樋口村にて水番つけ置き、桁崩れ漏水等こ

れある節は、両村役元へ届け、役人より願い出で見分の上両村にて手当致すべく候。

一 井筋掛け渡しこれある橋は、井筋切り広め候節掛け替え、通路差し支えこれなき様致すべく候。

右の通り樋口村困窮、平出村にて厚く勘弁の上、通水聊かも故障これなく、実意をもって相懸かり候ところ、まったく御利解と有難き仕合わせに存じ奉り候。双方納得の上は、長く遺失これあるまじく、後證のため役人連印規定、仍て件の如し。 樋口村役人

(仁科英明所蔵文書)

ところが赤羽村でも井筋付きの土地持ちが難渋を申し立てたが、井筋掘り継ぎの見分きた役人がこれを知り、両村ともに井筋引き立てを願ったのであるから、心得違いであると説得され、この申し立ては取り下げとなった。

〔掘り継ぎ普請〕

安政三年（一八五六）二月一日、留役三溝八十歳、普請奉行兵藤喜兵衛たち藩役人が出張して普請を始め、四月二六日までの七五日間で荒築（新築）より樋口村東割は樋の沢掛け樋まで、また西割は下田庚申塚までのおよそ丁数

五三町余の切り広め掘り継ぎが行われ、ついに天竜水の全線通水となったのである。

同二六日、樋口村から普請奉行あてに出した書き上げによると、

- 一 前沢川打越箱樋繕い 壹ヶ所
- 一 大工参拾貳人 柚木挽貳拾五人 釘正五寸貳拾本
- 一 上野川打越箱樋繕い 壹ヶ所
- 一 大工五人 柚木挽九人 釘正五寸 拾貳本
- 一 明神社地板橋架替 壹か所
- 一 大工四人半 木挽貳人
- 一 沢底川打越箱樋 壹ヶ所
- 一 大工参拾人 柚木挽参拾七人 釘正五寸拾八本
- 一 河子沢古井打越窠
- 一 大工五拾四人 柚木挽参拾五人
- 一 両割分水榭
- 一 大工拾六人 柚木挽拾八人 釘正五寸拾本
- 一 源平治掘抜き 壹ヶ所 九六鍬百六拾五人
- 一 藤落畑掘抜き 壹ヶ所 九六鍬参百六拾五人
- 一 新規橋敷 拾六ヶ所 内式間八ヶ所 九尺七ヶ所
- 一 新規樋敷 拾ヶ所 内三尺半五ヶ所 九尺五ヶ所

とある。これに要した人足数は二一四三人、九六鋤四七人といわれているが、これに要した経費は、長期の示談掛け合いから総普請出来上がりまでの極めて複雑な経過を経ており、その正確な数値を読み取ることができない。

三 井筋残水を北小河内村へ

上井筋は種々多難な経過を経てようやく掘り継ぎ通水となったが、翌安政四年（一八五七）六月になると、松本藩松平丹波守御預かりである長岡村（現箕輪町長岡）の為右衛門と折右衛門の両人が願人となり、その他村役人と取扱人伊東伝兵衛の連印にて御添翰（おてんかん：役所の添え状）をもらい、平出村役所へ上井筋残水をもらい請けたいと申し込んできた。

それは一の沢出水を、昔から北小河内村の水田用水として使っていたが、この度一の沢のうちの樽尾沢出水を五分通り長岡村の飲み水用水として新規に引き立てたい。しかしなかなか示談が行き届きかねているので、余水のある時は年々北小河内村へもらい請けたいというのである。

この年の六月は大洪水があり、各村々は田畑の流失や川欠け・山崩れなど大きな被害をうけ大変な時で、平出・赤羽・樋口の各村々はこの残水もらい請けに対して自村の事情を述べた嘆願書を高遠藩へそれぞれ提出した。

平出村では、先にも述べたように極めて長文によって難

洪を訴えているが、その簡条の主なものあげると次のようである。

一 越道より赤羽村境までの拾町歩余、井幅切り広めにて年貢から井代を引いて下さったが、村高は据え置きで高掛りは変わらない。土地が減っても高掛りは永久では困る。

一 樋口村へ通水してから、土手際へ差し水があり、井幅切り広めの土手際数か所は多分に差し水がある。

一 長霖雨夕立による洪水の時は、人足が多分にかかって難渋している。また往還へ水が出て蒞敷き山の口にさしかかり、人馬通行できず、田畑を借り受け通行している。

一 大雨の時は井桁が切れ、人足が大変である。樋口村人足が水防ぎしたが防ぎ切れなかった。北小河内村田方加え用水となれば、多分に水量が増し、難渋がかさむ。

というのである。

また赤羽村の嘆願の簡条によると、

一 新井筋堀立てのところであり、なおまた屋敷内へ水

が差し、平日家の下まで差し水となる。高水（水量が多い）の節は水旱（すいかん：洪水）などになり難渋している。

一 新井筋桁置き立て前につき、当分通水すれば御田所危うく、また沢底川の打ち越しが欠け崩れたので、人家が流出して難渋している。

一 井代は引いて頂いたが、高掛りは変わらない。万一公訴ともなり、北小河内村元水ともなると、井幅を切り広め、底掘りともなり難渋となる。

また樋口村西割では、「去る辰年、四反歩余開発の養水行き届かず、御普請所の内、赤羽村の両割分水場にて五分ずつの引き分けがまだ取りきめられず、また当年までに一町歩余の開発をしたが養水が行き届きかね、仕付け時に東割から迷惑申され、仕付けにさしかえた。後年はどうなるかわからないが、卯年（安政二年）と当年ともに養水不足がちであった。長岡村願人は残水がある時だけくれば、年柄により一滴の通水がなくても苦しくないといっているが、北小河内村は古田元水が平年でも不足の村方で、樽尾沢の水を長岡村へ引き取れば元水が減り、こちらの井筋より引き取るようになり、訴訟ごとともなる。どうか見

込の地所を開発できるまでは年延べを願いたい」と嘆願している。

こうした中で樋口村東割は、開発予定の畑方九町八反歩余あり、早損場にて古田の足し水にもしている。しかし「村方天竜井筋残水これある分は通水いたさるべく」とさる八月中よりの町示談に藩より仰せ付けられており、「開発致すところに取りかかり、古田足し水見込の開発地過年出来次第、流末であるがため養い水が行き届くか計り難い」と返事し、既に相談を持ちかけられていたわけである。そして「万一公訴などにもなりかねないので、一回後難を心配していたところ、御上様の厚い御利解筋があり、後難のないよう防いで下さると仰せ聞き、残水のある時は通水する示談の下書きを取扱人の伊東伝兵衛にも見せた。しかし水上の井筋付き村の示談が整ってからこの示談に取りかかると断っておいた。どうかお含みを願いたい」と、すでに通水を内々承諾していたのである。

これは長岡村や北小河内村が幕府領であり、後年開発が進むと必ずや水争いがかかるであろうし、訴訟にでもなったら、また費用がかさみ難儀であるとか大変迷惑な難題であった。しかし、これは翌安政五年（一八五八）、幾度もの藩役人の説得があつて、北小河内村へ引くことが決められた。

四 井筋切り広めと開発

安政三年（一八五六）四月より、赤羽村や樋口村へ悲願の上井筋通水ができたが、その後次第に畑を田にする開発も進み、田が多くなれば当然上井筋の水量も多く必要となつた。この頃高遠藩は各地に井筋開発の奨励を進めており、この上井筋井幅の切り広めやその修復などについても積極的に意を用いた。この通水によって赤羽村・樋口村ともどのくらい田が開発されたか、そのすべての資料を得ることができないが、樋口村東割では、文久元年（一八六一）、藩へ次のように報告している。

安政三年 二反四畝一〇歩

四年 一町三反二畝一〇歩

五年 一町八反五畝一六歩

六年 一町一反三畝三歩

万延元年 四反一畝

五ヶ年 四町九反六畝九歩

外に七反歩余西割寄に而東割より新井水掛り之分

三反五畝歩余

酉年分 六町一畝九歩

開発が次第に行われた樋口村両割は、その後の元治元年（一八六四）八月には、また概略次のような願書を出している。

両割開発の所、新開の場所多分にあるが、平出村地分や赤羽村まで井幅が狭く、桁の低い所があるので、流末まで通水に差し支え、水が行き届きかねて困っている。なおまた西割は赤羽村古井の合わせ水で、水の仕分けが出来がたく困っている。どうか御奉行様大見分して下さい、井幅切り広め・桁置き立てなど御普請を仰せ付け願いたい。

一 荒築大井口より切掛ヶ前迄

六百九拾間 井幅三間に御願

一 右の切掛ヶ前より上野川掛樋迄

千式百五拾間 井幅式間半御願

内前沢掛樋下 高さ八尺

西側二而四拾間余石垣取直し

一 上野川掛樋より赤羽村地分柳下夕分水場迄

九百六拾四間 井幅二間御願

一 右分水場下より東割限り赤羽村地

四百式拾間 井幅六尺二御願

一 分水場下より西割限り赤羽村地分

四百四拾間 切広メ御願

「井幅間数書取調書上仕候間偏に奉願上候」と末文に書かれており、これには、平出村などからまた強い反対の申しでがされたが、説得され聞済（許可）となった。しかし当時この通りに普請が行われたかどうか、把握することはできないが、ほぼ近いものにはなったものと思われる。

五 その後の井筋維持管理

(一) 井筋規約

明治初期（一〇年〜一二年頃）に書き上げられた『長野県町村誌』は、朝日村「堰」の項で次のように記している。

〔東溝〕 諏訪郡川岸村境より堤敷五間余、長さ九十余間を以て天竜川を揚込、幅二丈五尺余の水門あり。是を号して東井筋と云。平出、赤羽、樋口を貫通し、長七十一町余、幅二丈余より六尺に至る。

〔原田溝〕 本村の西方にあり、長さ六十間余の内、梓並石堤を以て天竜川を揚込、凡長さ十六町余流、上井幅三間より流末六尺に至り、西樋口地、赤羽地の内凡二十一町三反六畝余歩の田水に供す。

〔下溝〕 本村の亥子（北北西）にあり。長さ六十間余の石堤を以て天竜川を堰入、凡長さ十二町、井幅流上二間余、流末に至り三尺に足らず。凡十町歩余の田水に供す。

東溝は東井筋ともいい、掘り継ぎが行われて平出・赤羽・

樋口を貫流する上井筋つまり後の東天竜で、特に赤羽・樋口耕地の開田は年を追うごとに進んでいった。

明治八年（一八七五）二月、赤羽・沢底・樋口・平出の各村が合併し朝日村が発足した。しかし、村ごとに旧来の慣習もあり、特に赤羽と樋口の両村は井筋が多く、その維持に苦勞し当初からその運営も容易でなかった。東井筋の維持管理費の賦課率は、掘り継ぎ以来平出四分、樋口・赤羽六分で負担し、特に流末の樋口耕地はその流路も長く負担率は大変なものであった。村の合併を機に、樋口・赤羽両耕地は「口上書」をもって筑摩県に調停を願っている。それには「往古平出耕地斗用水至シ居候内ト雖モ、素ヨリ水堰入費等可有之筈、殊ニ村落合併相成候上ハ、関係無之雜費ニテモ一村一同割合可致御趣意」（『辰野町資料』）と述べ、平出耕地との協議がつかないから御指揮を願いたいとしている。

しかし協議の成立には至らず、同一二年には再びもとの四か村に分かれようと「分村願」が出された。そこには「今日に至至迄、租税村費等の取立、官私の諸用は勿論、其の他堤防井堰道路橋梁等の修繕、悉皆習慣に依るもの多く」（『朝日村誌』）と記されている。なお一八年には、四か村と東箕輪村による聯合村となったが、一二年には四か村が

合併し再び朝日村となった。

この間、東井筋は大小の補修工事が行われ、その維持管理に つとめてきたが、明治三五年（一九〇二）には次のような規約が結ばれている。

井筋取締規約書

一 東井筋ノ儀ハ旧来ヨリ示談書及約定等モ有之候得共、猶又今般平出・赤羽・樋口三部落協議ノ上、左ノ通り規約相定メ候。

第壹条 井幅ノ儀ハ従前掘リ継ギノ際確定有之、尚又明治五年三月相改メ、筑摩県へ上申シタル井幅、即チ自大井口―至式番走井幅参間半、自式番走―至前沢川打越井幅参間、自前沢川打越―至上野川打越井幅式間半、自上野川打越―至赤羽分水井幅式間、年々下見ノ節相改、井浚充分ニ可致事

第貳条 其期修繕中ハ三部落ニ於テ大監督人壹人ヲ選出シ、相当ノ日給ヲ附シ、嚴重ナル工事ヲナサシム

第参条 年々彼岸水落ノ節ハ各区出番ノ係員ハ、未明大井口ニ出頭シ居リ、水落シ人足ニ注意シ、梓木及牛木其他飛木等流失損害セザル様、且又魚トリノ為井桁等掘毀シ無之為、充分見廻リ取締可致事

第四条 井筋修繕ニ用ル材木ハ、数ヶ所ニ焼印ヲ捺シ相

用候ニ依リ、井筋ニ使用シタル材品ヲ盗取シタルモノハ勿論、洪水ノ為流失品ト雖モ無斷ニ是ヲ拾得シ、隠匿シアルヲ認メタル以上ハ、其筋へ届出ツベキコト但シ本条ノ隠匿物ノ密告者ニハ相当ノ賞与ヲ与フ

第五条 井筋ニ関スル費用ノ割賦法ハ、従前ノ通り本条壹項ヨリ拾壹項マデノ規定ニ依ル

- 一 掛樋式ヶ所 相合
- 二 井桁急破ノ節 相合
- 三 洪水ノ節水払 相合
- 四 捨樋式ヶ所 相合
- 五 彼岸水落 相合
- 六 苗代水堰込 平出限り
- 七 芝切ハ平出ニテ六拾駄、其他ハ総テ赤羽樋口ノ負担トス
- 八 井浚人足ノ儀ハ平出ニテ五拾人、其他ハ凡テ赤羽樋口ノ負担トス
- 九 春期工事見立ノ節計算シタル割賦法ハ、従前ノ通平出ニテ四分、両区ニテ六分トス
- 十 前項ノ外通水中ノ臨時費用ハ、平出三分、両区ニテ七分トス

十一 新規特別工事ノ割賦法ハ、三部落協議決定ニ依

ルモノトス

右規約厳守ノ為各區総代人左ニ記名調印候也

明治參拾五年四月一日

平出區総代人 赤羽淺次郎

(外六名略)

樋口區総代人 中谷吉太郎

(外九名略)

赤羽區総代人 有賀 国助

(外五名略)

(上伊那郡朝日土地改良區所藏文書)

西天竜ができ、現在のようにコンクリートの取入れ口ができる前は、東井筋の取入れ口はこれより一町上流の諏訪境であった。そこには水杵や牛杵を天竜川へ斜めに入れ水を堰き、東井筋に取水していた。したがって、洪水の時にはこれらの杵を取り払い、天竜川の流れをよくしたり、あるいは杵が流されてしまったりで、その都度多くの費用がかかっていた。また日照りが続き天竜川の水が少なくなれば、杵の間から水が洩れないようにコモをあて、東井筋へ多く水が揚がるようにするなど、常に気を配っていなければならなかった。

ばならなかった。

上平出の吉江久氏所藏文書「諸人足控帳」(安政六年四月(七年三月)の中の水上げ・水止め人足の項を見ると、上井筋(東井筋、後の東天竜)取入口の管理は上平出が請負い、その諸費用は樋口村の負担となっている。また、この一年間の出勤回数は一二回で、延人数二八人と記され、道・橋などの普請に手当米として三升二合であるから、この水上げ・水止め人足の手当米も相当のものであったことと思われる。

(二) 西天竜との交渉

現辰野地域から伊那にかけての天竜川右岸は、西山の山麓に各河川が扇状地を形成し、その河川自体は通常水量が乏しいために、畑地・荒地・平地林がその多くを占めていた。この土地に水を引き豊かな水田に変えることは、地域住民の長い間の念願であった。

天竜川上流の川岸地区から取水し灌漑を行おうとする企画は天保三年(一八三二)に始まり、安政三年(一八五〇)からは伊東伝兵衛を招いて行われたが、なかなか困難を伴い実現する運びには至らず、規模を縮小した現在の伝兵衛井筋となった。

やがて明治三十九年（一九〇六）、郡農会の主導のもとに期成同盟会が組織され、上伊那郡の事業として測量設計などを行うよう県へ働きかけが行われるようになった。この運動は、大正八年（一九一九）西天竜耕地整理組合の設置が認可され、幹線導水路工事は同一年（一九二二）から昭和三年（一九二七）にかけて行われ、広大な水田をこの地域にもたらずこととなった。

ところで、同じ天竜川から取水を行う東天竜関係者にとつて、この西天竜開削問題はその計画の段階から等閑視できないものとなり、以後長い間の紛争の種となったのである。大正八年五月、西天竜耕地整理組合の設置計画があることを知った井筋関係者は、区長との連合で、東天竜の減水を憂えて知事宛に次のような申請書を提出した。

申請書

さきに明治二十八年八月三十日、書を以て嘆願に及び置き候処、今回諏訪郡川岸村地籍に於て天竜河水を堰き止め、新に西天竜なる井筋開さくの計画これあり候趣なれども、朝日村田圃（灌漑反別大凡二百五十町歩）及び使用水の十分の八、ならびに東箕輪田圃（灌漑面積二十町歩余）及び使用水の十分の二は、既設東天竜によつて

供給せられつつあるに關せず、若し西天竜なる井筋開さくしたらんか、その取入口は既設東天竜の上流にあるを以て、下記故障は益々増大するものとならざるべからざるに、目下減水の際は、東天竜下流たる赤羽・樋口・東箕輪村漆戸部落等においては、土地枯渇し水稻は遂に枯死するの状態を表すは毎歳これを見るところにして、なお且防火用として一般人民の該井筋に依頼するところなるに、一朝これが減水または渴水する如きことありては、既得の水利権はこれがため、はなはだしき損害を蒙り、ひいては收穫の減少となり、地方經濟に及ぼすところ少にあらざるを以て、大正二年耕地整理の工を起し、東天竜（延三三四〇間、幅員九尺）の大修繕を企画し、大正四年その工を竣えたるも、なお渴水の際は下流減水して田圃枯渇し、為に毎夜水論の絶ゆることなき状況を呈し、各戸安意する事を得ざる次第に御座候間、事情御諒察の上充分なる实地踏査を遂げ、既設の田圃及び使用水故障これなき儀篤と御詮議相願度、再応書を具し及申請候也

これは、工事そのものの中止を願ひ出たものではなく、東天竜の水利に支障がないように行われることと、そのた

めに実地踏査を十分にしてほしいことの申請書である。

しかし事は簡単に進まず、その後も再三交渉が続けられ、大正一二年（一九二一）一二月、ようやく西天竜耕地整理組合との間に次のような契約を結んだ。この契約書がこれより後、西天竜組合との水争い解決の際の貴重な証拠書類となつたのである。

契約書

上伊那郡朝日村東天竜代表者瀬戸嘉一他十七人を甲とし、上伊那郡西天竜耕地整理組合を乙とし、乙が該事業施行に伴い、東天竜用水取入口改修工事施行並に用水取入れの件左記の通り契約す。

記

第一条 取入口は従来引き入れたる最大水量をひきいるに十分且容易なる設備とし、永久万全の策を計りコンクリート工とし、これが設計及工事監督は一切長野県に委託するものとす

第二条 従来甲が天竜川より引き入れたる最大水量、即ち最高水位は、その取入れ水門箇所に於て、現在水路の状態のもとに海拔（八十乃至壹百秒立方尺）とし、

たとえ如何なる場合と雖も、該水位に達するまでは乙は甲の要求により西天竜用水取入口を開放するものとす

第三条 第一条の工事は乙の負担とす

第四条 本工事完成後にあらざれば、乙は天竜川よりその導水路の通水をなさざるものとす

第五条 本工事完成後二十箇年以内に於て、破壊したる時は乙の費用を以てこれを修理す

第六条 本工事施行の結果、維持管理は甲の責任とす、

万一破壊の原因が甲の故意に出でたる時は復旧の費用は乙これを負担せず

第七条 本工事は耕地整理組合を設立しこれを行う

第八条 耕地整理組合により本工事施行の結果、県より補助金ありたる時は乙の收得とす

右契約の証として本書二通を作成し、各一通を保持す
大正拾貳年十二月廿七日

上伊那郡朝日村東天竜代表者

瀬戸 嘉一 ㊦

上伊那郡西天竜耕地整理組合

組合長 堀江 忠也 ㊦

（ほか十七名略）

この契約書の重要な点は、

一 東天竜が従来取り入れていた最大水量は、いかなる場合においても確保できるように、西天竜用水路取入れ口の開放を行う。

一 東天竜取入れ口のコンクリート化工事を西天竜耕地整理組合の負担で行う。

の二点である。これによって西天竜通水後も、従来の水利権は契約上は維持できることになったのである。

ところで、この取り入れ口より下流で天竜川対岸の伊那富村（現辰野町）にも、天竜川から取水するいくつかの用水路があったために、東天竜井筋関係者は東天竜取入れ口のコンクリート化への同意書を取り付け、また格段に規模の大きい西天竜に対し共同で強力で既得権の擁護をはかっていくよう、伊那富村井筋管理者との間に大正一五年（一九二六）四月、契約書を交わした。

この契約書の重要な点は、既得水利権の擁護をうたうとともに、水量不足の場合の按分率を明確にすることであった。また最後の項には「魚道は魚の上り下りするに支障なき設備をなし相当の保証をなすこと」とあり、西天竜取水



東天竜と伝兵衛井筋共用の頭首工

以前の魚種ゆたかな天竜川の様がしのばれる。

翌昭和二年（一九二七）四月になると、西天竜耕地整理組合より東天竜取入れ口を約一町（約一〇九メートル）下流に下げて、辰野側の伝兵衛井筋取入れ口と同一箇所とし、東天竜耕地整理組合へ沿岸工事費として金三二〇〇〇円を提供するという申し込みがあった。

これに対して東天竜井筋関係の代表委員はほぼ承認の様であったが、平出区が「同川は独り地主の集団たる耕地整理組合のみのものに非ずして、同川は使用している一般既得権者の権利のあるものであり、今後の人口増加や地方発展上において、防火衛生その他の面より一個も多く用水が必要なるに、僅か二〇〇〇円ばかりの一時金にて二〇個



豊かに流れる東天竜用水路（上平出）

（個は尺立方の水量を指す）の水を減らすなどは、将来不利益をもたらすこと甚だしきものにして、絶対本案は承諾することはできず、寧ろこの金を受けるよりは、先の契約に基づき施行せしむるの初志をあくまで貫徹する」との意見を組合長に開陳し、県その他へも陳情することになった。

この平出区の強力な決議により総役員会を重ね、最善の策を協議するとともに東天竜の水量確保のため全力を尽くすことを申し合わせた。

その後の経緯は不詳であるが、五月末改めて両耕地整理組合は協議会を開き、次の三項による協定書を作成し、ここにこの問題の解決をみたのである。

- 一 東天竜耕地整理組合導水路取入口工事は、その着工期限を昭和二年六月中に、竣工期限を同年十一月末日と定め、これを実行すること
 - 一 伝兵衛取入口を東天竜耕地整理組合導水路堰堤内に設置することを承認すること
- 但し、工事は県にこれを一任し、伝兵衛堰の制水門敷を東天竜門敷より約一尺五寸高くすること
- 一 本件承認に関し、西天竜耕地整理組合より金貳千円を東天竜耕地整理組合へ対し事業資金として提供する

この協定書によると、取入れ口を下流に移す点については東天竜側で妥協したが、伝兵衛井筋との間に門敷の段差をつけることによって、東天竜の水量確保が図られたようである。さらに、取入れ口工事についてようやく期限が定められ、着工をみた。これによって今日に見るような天竜川兩岸を結ぶ東天竜・伝兵衛井筋共用の堰堤ができあがったのである。

一方、大正十一年（一九二二）より始められていた西天竜幹線導水路工事は、昭和三年（一九二八）に竣工した。そして、両用水路が実際に機能を始めてみると、なかなか書面通りにいかない現実も生じてきた。

早天が続ぎ天竜川が渇水になってくると、大正十二年の「契約書」によって東天竜川では、西天竜の取入れ口を開放して流水を多くすることを要求した。しかし、西天竜も渇水で水田は水不足をしているので「契約書」の通りには簡単にその要求に応じようとはしない。そのため、連日の早天続きの年には田用水の不足が叫ばれ、争いの起こることもしばしばであった。中でも昭和十二年（一九三七）六月の早魃は、東天竜関係者が川岸村の水門へ押しかけて、実

力で取り入れ口を開放しようとする、一瞬息をきたしたこともあったが大事には至らなかった。

東天竜にとっては、西天竜ができたことが水不足を一層助長することになったし、また原因もそこにもっていき易かったから、こうした争いは事あるごとに起こった。そこで、西天竜の存在を前提として、東天竜灌漑地域の水利をもっと確実なものにするための方策が次第に考えられていったのである。

それは竜東地域の今後の農業振興や、東天竜の維持管理について検討が迫られ、土地改良事業の推進とともに、上伊那郡朝日村土地改良区が設立され、用排水路の整備による土地改良、続いて昭和三年より一〇か年計画による東天竜灌漑排水全線改修事業がすすめられ、さらに中央高速自動車道関連による圃場整理事業・下井頭首工・原田井筋の改修もあいついで行われた。

この間、昭和三五年一二月に県より「西天竜発電事業に伴う東天竜水路改修について」の文書が届き、次のような内容であった。

一 西天竜発電事業により下流（東天竜・下井・原田井）

既得水利権には支障を与えないものであること

一 東天竜水路（下井堰を含む）の改修は、将来水の節約の観点から事情の許す限りこの改修に協力するものとする（中略）。

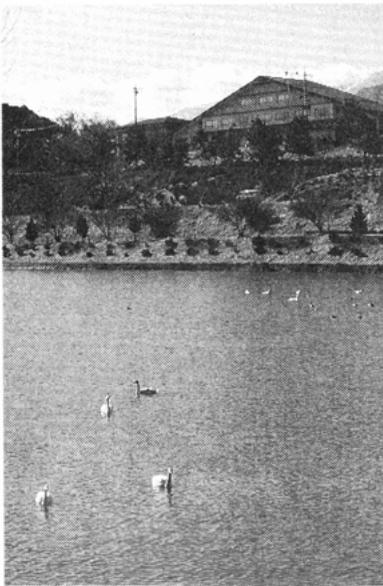
一 第一項に基づき不測の事態を生じた場合は、県の責任において措置するものとする。

こうした中で、東天竜の改修事業は順次進められたが、昭和三十六年（一九六一）には西天竜発電事業が開始された。これによって西天竜への流量が多くなり、それに伴って東天竜は著しく減水状態をきたし、水田灌漑期には水不足で、さらに防火用水・養鯉事業などでも憂慮すべき事態を生じてきた。その対策をいかにすべきかと種々協議して対県交渉を始めた昭和三十九年（一九六四）六月、またも大旱魃に見舞われ、ついには西天竜耕地整理組合を相手に、水争いをひきおこす状態に立ち至った。しかしこれは農民同士の争いでは解決できない問題であった。

東天竜側では、灌漑用水の不足の事態は、単なる自然現象によるものだけでなく、一つには上流に西天竜取水口が設置され、西天竜に多量の水を流入させていること。二つに県の発電事業により、諏訪湖の水位限界ぎりぎりになるまで流水していること。さらに、諏訪湖が泥土で埋まり周

辺が狭まり、湛水能力の低下をきたしていることの三点をあげ、同年一月県庁前にて竜東農民総決起長野大会を行い、陳情書を知事に提出した。

この陳情書の中に「荒神山に一〇〇町歩の灌漑用温水溜池を作ること」の要求が掲げられ、ついに昭和四四年（一九六九）四月、溜池新設に着手、同年一二月、東天竜の水不足を補う灌漑用水として、また荒神山スポーツ公園における観光施設として「たつの海」が誕生したのである。これはまさに世紀の大事業であって、地域住民の切実な願いが固まって悠久不滅の湖が生まれたのであった。



白鳥が飛来するようになった「たつの海」

おわりに

上井筋の掘り継ぎによって遂に段丘上や山付きの耕作地へ天竜水の導水を見たのであるが、既存の井筋を持ち、しかも時には井出の清水や藤の森の湧水が使えるよう山裾へ井筋を向け、田用水には全く事欠かない平出村にとっては、多大な犠牲を強いられるこの水利事業は極めて迷惑ごとであったことだろう。また他の利害などかえりみず、あくまでも自らに固執する考えは藩政下においては一般的であったから、村役人にとっても容易ではなかったものと思われる。

また井筋下流の赤羽村や樋口村は比較的山が浅く、山沢水にたより、溜め池の開削によって順次開発を計ってきたが、これが旱天の年にはどうにもならず、何としても水が欲しかった。

沢底川揚げ井や堤用水による井筋を数多く持つ赤羽村は、これら井筋を使っての新井筋経過地として多くの利害問題を抱えたことであろうし、流末の樋口村にとっては、通水ができ年々開発も行われた大事業であったが、掘り継ぎ通

水に伴う用水慣行は、ゆくゆく大きな課題を背負ってのものとなったのである。

竜東を南北に貫流する、まさに大動脈ともいうべきこの井筋の維持管理には、通水後も多くの問題が生じたが、その都度村役人を中心に住民の努力と協力によって解決をはかってきたのであった。

その後、この井筋の維持管理はこの用水を使う耕作者農民によって行われ、大正の初めころ耕地整理組合として機構を整え、新たに発足した。昭和二十九年（一九五四）には朝日土地改良区の設立に加わり、以来三六年間維持運営されてきたが、時代の変遷とともに、農業用水から一般地域住民の生活用水として活用されるようになり、土地改良区は発展的解散をすることになった。

これを記念して「東天竜三〇〇年史」が刊行されたが、本稿はこれを再度編集したものである。水利慣行などあまりにも複雑であり、また資料不足もあって、種々不備の点が多いが、非力の点はご容赦願いたい。

仁科 英明 (にしな ひであき)

昭和2年 上伊那郡宮田村に生れる。
長野県下で小中学校教師を40年間勤める。
辰野町誌歴史篇の編集にかかわった。

三浦 孝美 (みうら たかみ)

昭和25年 上伊那郡辰野町宮木に生まれる。
辰野町誌編纂常任委員として10年間この事業にたずさわる。
現在 辰野町教育委員会勤務。

東 天 竜

平成4年3月15日 発行

企画 発行	建設省中部地方建設局 天竜川上流工事事務所	長野県駒ヶ根市上穂南7-10 〒399-41 ☎0265-82-3251
著者	仁 科 英 明	長野県上伊那郡辰野町樋口1083 〒399-04 ☎0266-41-1030
	三 浦 孝 美	長野県上伊那郡辰野町宮木下町 〒399-04 ☎0266-43-0278
編集	(有)北原技術事務所	長野県南安曇郡豊科町高家5279 〒399-82 ☎0263-72-6061
印刷	双葉印刷(有)	長野県松本市城東2-2-6 〒390 ☎0263-32-2263

「語りつぐ天竜川」の発刊にあたって

天竜川は独特の形態をもつ河川です。上流部は諏訪湖が洪水を調整して比較的穏やかな表情をしています。後背に多雨域をもつ三峰川・小渋川・太田切川などの支川を合流するたびに、洪水とともに大量の土砂を受け入れて一気に急流土砂河川の様相を呈し、途中多くの狭窄部の間に氾濫原を形成してきています。

一方、この氾濫原は伊那谷の穀倉地帯でもあり、地先の人々は出水ごとに濫流する天竜川との間に涙ぐましい闘いを繰り返してきました。反面、天竜川は母なる川として地域の人々の生活を支え潤してきました。田畑を灌漑し、漁獲をもたらし、山深い信州と他国を結ぶ物資の交流の場でもありました。情操のうえでも深い関わりがあり、独特の風土や文化を育んできました。伊那谷の風土は天竜川と無関係ではあり得ません。今後とも、天竜川を危険なものとして遠ざけたり、水があるからといって過度に取水したり、汚したりすることは避けねばなりません。

この天竜川を鎮め、水を高度に利用するための地元の長い営みの後を受けて、昭和12年から砂防を、昭和22年から河川を国が直轄事業として取り組むようになり、その間地域の皆様からの多大なご協力のもとに、天竜川の安全性は格段に向上しました。しかし安心は出来ません。絶えず流域の変貌をみつめ、河川施設の整備と維持管理を図っていかなければなりません。また、水害防止と利水に一応の成果をみた現在、地域にとって望ましい天竜川の姿を考え、その方向に向けて管理してゆくことがこれからの課題であると考えます。

「語りつぐ天竜川」は、天竜川の治水に関する地域の知見や経験を収集し、広く地域共有の知識とすることにより、地域の方に天竜川に対する認識を深めていただき、よりよい天竜川を築いていくことに役立ちたいと考え発行するものです。

なお、ご執筆いただいた方々には、自由な立場からお考えを披瀝していただいていますので、建設省の見解とは異なる場合がありますことを付言します。

建設省中部地方建設局天竜川上流工事事務所
所長 望月達也

「語りつぐ天竜川」目録

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1. 伊那谷の気象 | 米山啓一著 |
| 2. 天竜川上流域の立地と災害 | 北澤秋司著 |
| 3. 天竜川に於ける河川計画の歩み | 鈴木徳行著 |
| 4. 総合治水の思想 | 上條宏之著 |
| 5. 総合治水と森林と | 中野秀章著 |
| 6. 伊久間地先に於ける天竜川の変遷 | 松澤武著 |
| 7. 天竜峡で見た天竜川水位の変遷 | 今村真直著 |
| 8. 村境は不思議だ | 平沢清人著 |
| 9. 諏訪湖の富栄養化と生物群集の変遷 | 倉沢秀夫著 |
| 10. 諏訪湖の御神渡り | 米山啓一著 |
| 11. 理兵衛堤防 | 下平元護著 |
| 12. 近世 天竜川の治水 —伊那郡松島村— | 市川脩三著 |
| 13. 川筋の変遷 —天竜川と三峰川の場合— | 唐沢和雄著 |
| 14. 伊那谷山岳部の降雨特性 | 宮崎敏孝著 |
| 15. 天竜川の橋 | 日下部新一著 |
| 16. 伊東伝兵衛と伝兵衛五井 | 北原優美編 |
| 17. 天竜川の魚と虫たち | 橋爪寿門著 |
| 18. 天竜川のホタル | 勝野重美著 |
| 19. 天竜川流域の村々 | 松澤武著 |
| 20. 小渋川水系に生きる —人と水と土と木と— | 中村寿人著 |
| 21. ものがたり 理兵衛堤防 | 森岡忠一著 |
| 22. 量地指南に見る 江戸時代中期の測量術 | 吉澤孝和著 |
| 23. 土木技術と生物工学 —生きものを扱う技術— | 亀山章著 |
| 24. 戦国時代の天竜川 | 笹本正治著 |
| 25. 天竜川の水運 | 日下部新一著 |
| 26. 惣兵衛堤防 | 市村威人著 |
| 27. 紙芝居 開墾堤防 —下伊那郡豊丘村伴野— | 竹村浪の人著 |
| 28. 昭和36年伊那谷大水害の気象 | 奥田穰著 |

(以上既刊)

29. 天竜川の淵伝説 — 『熊谷家伝記』を中心に — 笹本正治 著
30. 天竜川の源流地帯 赤羽篤 著
31. 東天竜 三浦孝美 共著
仁科英明 著
32. 天竜河原の開発と石川除 塩沢仁治 著
33. 伊那谷は生きている 松島信幸 著
(発刊中)